

会員各位

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届け出の基準等について（一部改正）」に関してお知らせします。「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」、「水痘（入院例に限る）」、「播種性クリプトコックス症」を新たに 5 類全数報告疾患に追加指定する、など改正されました。詳細は以下のホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/pdf/0912-1.pdf>

平成 26 年 9 月 19 日

日本細菌学会
バイオセーフティー委員会